

環境委員会資料

1 令和6年第4回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第184号

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

港 湾 局

(令和6年11月21日)

議案第 184 号 川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の概要

川崎港港湾区域内の水域の占用料の額を算出する基礎となる面積の端数処理の方法を変更すること等のため改正するもの

2 改正の内容

川崎港港湾区域内の水域の占用料の額を算出する基礎となる占用面積が 0.01 平方メートル未満であるとき、又は占用面積に 0.01 平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算することとするもの

(川崎港港湾区域内の水域の占用面積の端数処理の方法)

	改正前	改正後
占 用 面 積	1 平方メートル未満のもの 1 平方メートル未満の端数 → 1 平方メートルに切り上げ	0.01 平方メートル未満のもの → 占用料を徴収しない。
		0.01 平方メートル未満の端数 → 当該端数を切り捨て

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行

4 改正理由

港湾施設の使用料及び利用料金の額を算出する基礎となる面積及び長さの端数処理の方法の変更を踏まえ、川崎港港湾区域内の水域の占用料の額を算出する基礎となる面積の端数処理の方法を変更するもの

5 減収見込額

約 4 万円

川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																														
○川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例 平成12年 3 月24日 条例第32号 (占用料及び土砂採取料) 第2条 市長は、法第37条第1項第1号又は第2号の許可を受けた者から別表に定める占用料又は土砂採取料を徴収するものとする。 2 前項の規定による占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。 3 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 4 <u>占用面積が0.01平方メートル未満であるとき、又は占用面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。</u> 5 <u>前2項</u>の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 別表（第2条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">占用料</td><td>架空横過電線</td><td>1月 <u>1平方メートルにつき</u></td><td>10円</td></tr><tr><td>係留施設その他の工作物等</td><td></td><td>47円</td></tr><tr><td colspan="2">土砂採取料</td><td>1立方メートルまでごとに</td><td>193円</td></tr></table>	区分		単位	金額	占用料	架空横過電線	1月 <u>1平方メートルにつき</u>	10円	係留施設その他の工作物等		47円	土砂採取料		1立方メートルまでごとに	193円	○川崎港港湾区域内の水域の占用料及び土砂採取料徴収条例 平成12年 3 月24日 条例第32号 (占用料及び土砂採取料) 第2条 市長は、法第37条第1項第1号又は第2号の許可を受けた者から別表に定める占用料又は土砂採取料を徴収するものとする。 2 前項の規定による占用料の額は、別表金額の欄に定める金額に占用開始の日の属する月から占用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。ただし、占用期間が1月に満たないものはその月数を1月とする。 3 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月に満たないものについての占用料の額は、同項の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。 (新設) 4 <u>前項</u>の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 別表（第2条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td rowspan="2">占用料</td><td>架空横過電線</td><td>1月 <u>1平方メートルまでごと</u></td><td>10円</td></tr><tr><td>係留施設その他の工作物等</td><td><u>とに</u></td><td>47円</td></tr><tr><td colspan="2">土砂採取料</td><td>1立方メートルまでごとに</td><td>193円</td></tr></table>	区分		単位	金額	占用料	架空横過電線	1月 <u>1平方メートルまでごと</u>	10円	係留施設その他の工作物等	<u>とに</u>	47円	土砂採取料		1立方メートルまでごとに	193円
区分		単位	金額																												
占用料	架空横過電線	1月 <u>1平方メートルにつき</u>	10円																												
	係留施設その他の工作物等		47円																												
土砂採取料		1立方メートルまでごとに	193円																												
区分		単位	金額																												
占用料	架空横過電線	1月 <u>1平方メートルまでごと</u>	10円																												
	係留施設その他の工作物等	<u>とに</u>	47円																												
土砂採取料		1立方メートルまでごとに	193円																												